

利用者負担の軽減制度

負担の軽減を受けるためには、申請して認定を受ける必要があります。

該当すると思われる方は、安城市役所高齢福祉課介護給付係にご相談ください。

問い合わせ先 0566-71-2226 (直通)

1 居住費・食費の軽減

施設利用が困難とならないように、居住費・食費の負担を軽減する制度

認定を受け、介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)やショートステイを利用した場合、収入に応じて自己負担の上限額(負担限度額)が設定され、負担が軽減されます。認定要件及び負担限度額は、次の表のとおりです。

認定要件(世帯全員が市民税非課税であることが必要です。)		
負担段階	収入要件	預貯金等の資産要件
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
第2段階	本人の合計所得金額(年金雑所得を除く)+年金収入額が80万円以下	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
第3段階①	本人の合計所得金額(年金雑所得を除く)+年金収入額が80万円を超え120万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
第3段階②	本人の合計所得金額(年金雑所得を除く)+年金収入額が120万円を超える	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下

※合計所得金額において、給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用いる。土地収用等の譲渡所得に係る税法上の特別控除がある場合は、特別控除後の金額となります。

※年金収入額には遺族年金や障害年金等の非課税年金を含みます。

※預貯金等の資産要件については、第2号保険者は単身1,000万円以下(夫婦2,000万円以下)となります。

※配偶者については、世帯分離をしている場合でも非課税である必要があります。また資産要件は夫婦で勘案します。

※配偶者(夫婦)は同居、別居にかかわらず、かつ、内縁関係の場合を含みます。

負担限度額(1日あたり)						
負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円
基準費用額(日額)	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円	

※()内の金額は、特別養護老人ホームや短期入所生活介護を利用した場合の金額となります。

申請時に必要なもの

被保険者及び配偶者のすべての預貯金等(※)の写し等(通帳に関しては直近2か月分が記帳されていること)
(※)預貯金、有価証券、金・銀、投資信託、タンス預金(現金)、負債(預貯金等から差し引いて計算)

2 社会福祉法人による軽減

所得が低く、生計が困難な人に対し、軽減を実施している社会福祉法人が行うサービスを利用したときの自己負担を軽減する制度

認定要件 世帯全員が市民税非課税であって、以下の要件のすべてを満たす人及び生活保護受給者

- 年間収入が単身世帯では150万円、その他の世帯では世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- 預貯金等の額が単身世帯では350万円、その他の世帯では世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- 負担能力のある親族等に扶養されておらず、介護保険料を滞納していないこと。

対象 社会福祉法人が行う介護サービスに係る利用者負担額、居住費、食費（日常生活費は含まない。）

施設サービス	●介護福祉施設サービス、●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
居宅サービス	●訪問介護、●通所介護、●短期入所生活介護※、●定期巡回・随時対応型訪問介護看護、●夜間対応型訪問介護、●地域密着型通所介護、●認知症対応型通所介護※、●小規模多機能型居宅介護※、●看護小規模多機能型居宅介護、●介護予防訪問サービス、●介護予防通所サービス

※は介護予防サービスを含む。

軽減割合 1／4軽減（老齢福祉年金受給者は1／2軽減）

- ※1 旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の人については、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ軽減の対象。
- ※2 生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ全額軽減。
- ※3 介護福祉施設サービス、短期入所生活介護※、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る食費、居住費等については、特定入所者介護（予防）サービス費が支給されている場合に限る。

申請時に必要なもの

- ① 世帯全員の前年（1月～7月申請の場合は前々年）の収入状況がわかるもの（源泉徴収票・確定申告の写し等）
- ② 世帯全員のすべての預貯金等（※）の写し
※預貯金（前年（1月～7月申請の場合は前々年）1年間の出し入れ及び最終残高が記載されたもの）、有価証券、金・銀、投資信託、タンス預金（現金）、負債（預貯金等から差し引いて計算）

3 生計困難な人に対する軽減

所得が低く、生計が困難な人に対し、在宅サービスを利用したときの自己負担を軽減する制度
安城市独自の軽減制度

認定要件 以下の（1）、（2）のどちらかに該当する人

- （1）老齢福祉年金の受給権を有している人
- （2）前年の収入額が103万円以下であって、かつ、当該収入額と生計同一者の収入額の合計額が164万円以下の人

ただし、以下のいずれかに該当する人は対象外

- 生活保護受給者
- 預貯金等の額が、単身世帯では350万円を超える人、その他の世帯では生計同一者が1人増えるごとに100万円を加算した額を超える人
- 市民税課税者又は生計同一者に市民税課税者がいる人
- 市税等の滞納者又は生計同一者に市税等の滞納者がいる人
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有している人又は生計同一者が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有している人

対象 在宅サービスに係る利用者負担額

- 訪問介護、通所介護、ショートステイなど

軽減割合 5／10軽減

申請時に必要なもの

- ① 被保険者及び生計同一者全員の前年（1月～7月申請の場合は前々年）の収入状況がわかるもの（源泉徴収票・確定申告の写し等）
- ② 被保険者及び生計同一者全員のすべての預貯金等（※）の写し
※預貯金（前年（1月～7月申請の場合は前々年）1年間の出し入れ及び最終残高が記載されたもの）、有価証券、金・銀、投資信託、タンス預金（現金）、負債（預貯金等から差し引いて計算）